

令和 7 年度 事業計画

社会福祉法人大阪市阿倍野区社会福祉協議会

令和 7 年 度 事 業 計 画

1 基本方針

わが国では、少子高齢社会の急速な進行、情報社会の進行など、社会環境が目まぐるしく変化する中、住民の生活環境、家庭内の環境、地域社会が大きく変容し、人とのつながりが希薄になっています。また、コロナ禍を経て住民生活は落ち着きを見せるかと思われましたが、ライフラインや食品等物価高騰が続き、生活困窮者などの自立には長期的な支援が必要な状況にあります。加えて家庭において適切な養育を受けられない子どもが増加しており、児童虐待件数も年々増加しています。「子どもは家庭だけでなく地域社会の中で育つ」という認識のもと、「社会的養護」の意義と重要性が高まっています。

こうした課題の解決に向け、本会では、長年にわたり、誰もがともに支え合う「福祉社会」の実現をめざして、多様な福祉実践を積み重ねてきました。住民同士が互いを気にかけて、支え合う地域づくりと一体的な相談支援体制を推進します。

一方、「地域共生社会」の枠組みでは、地域コミュニティの成長により、地域住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取り組みを進めるとしています。このことは、社会福祉法第 4 条で示された地域福祉の推進の理念を包含するものです。本会としても地域共生社会の実現に向けて、福祉と経済、雇用、居住、教育、医療等と共に総合的に地域生活課題の解決のための活動を展開します。

また、戦後の地域福祉活動を踏まえて全国社会福祉協議会が 1962 年に策定した社会福祉協議会基本要項は、本年、社会福祉協議会が活動する場が、災害支援や困窮者支援、孤独・孤立対策など大きく広がったことを鑑み 33 年ぶりに改訂されました。新たに「個別支援と地域づくりの一体的展開の原則」、「行政とのパートナーシップの原則」を追加、機能については「総合相談支援」、「権利擁護支援」、「災害時非常時の支援」、「地域福祉財源の確保・助成」が追加され、より多様な活動・支援に取組み、「ともに生きる豊かな地域社会」を目指す

こととなりました。

あわせて、本会は『だれもが安心して暮らせるつながりのあるまちづくり』の活動理念に基づき、区民の地域福祉活動への参加・参画を広げ、住民主体による地域福祉活動の実践とその継続・発展に向けて、積極的な取り組みを進めます。

2 重点目標

- ・ファンドレイジングの考え方を取り入れ、本会が阿倍野区独自の福祉課題の解決のために独立性の高い事業に取り組む際に必要な財源の確保に努めるとともに、その課題を区民の皆さんと共有し、共に解決に向けて話し合い、活動に取り組むこと、そしてその活動を周知することで、地域福祉活動への新たな参加者を増やし、もって阿倍野区をよりよくしていくことをめざします。
- ・「地域づくり」や「相談支援」を実践するなかで、既存の制度では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の資源などを活用して、社会とのつながりに向けた支援を行います。

3 事業計画

I 法人運営事業	
1 理事会・評議員会の開催	
	本会が適切な内部管理統制のもと運営されるように、次のとおり理事会・評議員会を開催します。 (1) 6月に決算理事会と定時評議員会を開催 (2) 3月に予算理事会・評議員会を開催
2 区社協法人組織の強化	
	阿倍野区の地域福祉を推進するため、本会の組織構造や機能を改善し、効果的な運営を行います。 (1) 組織の充実：職員の専門性の向上を図ります。 (2) ファンドレイジングの強化：ファンドレイジングとは、非営利団体が活動に必要な資金を募り、支援を受けることを指します。本会においては、本会の活動について周知し、理解を得ることで、地域福祉活動への参加者を増やし、社会をよりよくすることと考えます。 (3) 連携の強化：関係機関・団体との連携を推進します。
3 福祉善意銀行	
	福祉善意銀行は尊い善意に基づいて提供いただく金銭、物品などを取りまとめ、地域福祉活動の充実やボランティア活動の推進、福祉団体の活動助成などに払い出すしくみであり、全国の社協で取り組んでいる事業です。 払い出しに際しては、寄付者の善意を有効に活かし、かつ公平性を保つために、運営委員会にて審議し、払い出し先などを決定しています。 (1) 福祉善意銀行の広報・啓発等 (2) 福祉善意銀行運営委員会の開催 (3) 公募による払出し

4 共同募金運動	共同募金は、戦後間もない頃（昭和22年）、戦災孤児を預かる民間福祉施設などの資金不足を補うためにスタートした民間の募金活動を制度化したものです。現在では、社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援することで地域福祉の推進を図る募金活動となっています。本会では、平成25年1月に区役所から事務局を移管され、共同募金の配分を受けて区内の地域福祉活動を行う団体に助成を行うための配分審査会を開催するとともに、募金活動の支援を行っています。 （1）共同募金活動の支援（街頭募金・戸別募金・学校募金等） （2）テーマ型募金活動の実施（1～3月 実施） ※「食を通じた生活困窮者支援」 （3）共同募金運動の周知・広報 （4）共同募金配分審査会の開催 （5）共同募金の配分事務 （6）大阪府共同募金会との連携
5 日本赤十字社活動への協力	昭和22年、災害救助法の制定に伴い、日本赤十字社は災害救助などの事業を行う「赤十字奉仕団」の結成を全国に呼びかけました。これをうけて、大阪市では各区で赤十字奉仕団が結成されました。本会では平成25年4月より以下の事務を担当し、日本赤十字社活動に協力しています。 （1）日本赤十字社社資の受付・払出事務 （2）地区交付金の交付に関する事務 （3）日本赤十字奉仕団大阪府支部との連携
6 災害対策・BCP（事業継続計画）の更新	感染症の予防に努めるとともに、災害時等において区民への支援が、迅速かつ効果的におこなえるよう事業継承計画(BCP)をさらに精査し、体制の構築に必要な整備を進めていきます。 （1）BCP（事業継続計画）の更新 （2）市・区社協合同の災害対策訓練の実施 （3）「阿倍野区災害ボランティアセンター」開設訓練

7	広報・啓発活動
	阿倍野区の地域福祉推進のため、広報啓発活動を行います。 (1) 社協だより『えいち』の発行（年2回新聞折込み） (2) ホームページ等による情報発信 (3) 広報資材の作成 (4) 区イベント等への参加 (5) マスコットキャラクター「あいちゃん」によるPR活動
8	実習生の受け入れ、各種学習会、研修会等への講師派遣
	次代を担う社会福祉士・看護師、保健師等の養成のため、実習生の受け入れを行います。また、阿倍野区の地域福祉推進に資する講師依頼にも応じます。

Ⅱ 地域福祉推進事業部門	
1 地区社会福祉協議会活動の支援	
	地区社会福祉協議会の地域福祉活動を支援します。 (1) 会長会、役員研修会の実施 (2) 地域型ボランティア相談窓口の支援 (3) 個別援助活動、グループ援助活動及び世代間交流の活動支援 (4) 研修、広報・啓発、地域アセスメントの強化による地域福祉ニーズの把握等その他の活動の支援 (5) 地域の関係機関・団体との連携、調整のための支援
2 あべのボランティア活動センター事業	
	やさしさとぬくもりのある福祉のまちづくりを推進するため、福祉ボランティア活動を支援し、共に支え合う「地域共生社会」の実現をめざします。誰もが気軽にボランティア活動に参加し、誰もがその人らしく生きることができる共生文化を創造します。 (1) 「あべのボランティア活動センター運営委員会」の開催 (2) 地域型ボランティア相談窓口との連携と支援 (3) 企業やNPO法人等による社会貢献活動の推進と支援 (4) 相談の受付、活動の紹介 (5) ボランティア活動の推進、人材育成 - ア ボランティア交流会の開催 - イ ボランティアグループ・NPO等が行う講座や活動の支援 (6) 有償ボランティア活動の推進 (7) ボランティア活動センターの有効活用 (8) 広報紙発行・ホームページによる情報発信機能の強化 (9) ボランティア保険の受付 (10) 各種助成金の紹介

3 阿倍野区地域福祉講演会の開催	
	阿倍野区の地域福祉活動の啓発のため、地域福祉に関する講演会を開催します。
4 阿倍野区社会福祉施設連絡会の事務局	
	社会福祉施設連絡会では、区内の施設が協働し、地域共生社会の実現に向けて施設の社会化を目指して活動を行っています。平成14年からは、本会が事務局を務めています。 (1) 施設間や、施設と地域、関係機関との連携、ネットワークの構築 (2) 各施設および部会の専門性を生かした活動への協力・連携 (3) 「資源情報ファイル」のデータ更新と広報、活用の充実に向けた取組み (4) あべのつながり♡フェスタでの「福祉施設バル」の実施 (5) 福祉教育への参画
5 阿倍野区キャラバン・メイト連絡会の事務局	
	キャラバン・メイトは「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師を務めるボランティアメンバーです。講座開催をきっかけに、住民から相談を受けたり関係機関との連携を図ったりすることを通し、地域の認知症高齢者支援のリーダー役となる役割が期待されています。 (1) 連絡会の開催(2ヶ月に1回) (2) 認知症サポーター養成講座の開催 (3) 認知症サポーターステップアップ研修の開催 (4) 認知症で道に迷われた方への声かけ訓練 ※認知症サポーターとは、認知症と認知症の人について正しく理解し、本人や家族を温かい目で見守る「応援者」です。認知症サポーター養成講座を受講することで、誰でも認知症サポーターになることができます。

6 子育て支援と青少年、児童、障がい児・者のための福祉活動支援	
	阿倍野区では、こども、高齢者、障がい者への様々な活動が、多くのボランティアの皆さんの手で実践されています。阿倍野区の福祉活動を継続・発展させるための支援を行います。 (1) 区子育て支援連絡会への参画 ア 子育て支援ボランティア養成講座の開催 (関係機関・団体との共催) イ 子育て中の親子への集える場づくりと支援 ウ 児童の健全育成のための活動や行事の実施 エ 「子育てミニ・ニュース」の編集等の情報発信 オ 「あべのつながり♡フェスタ」を各種関係機関等と協働開催 (2) おもちゃ図書館(てくてく)の運営支援 (3) 青少年・児童の健全育成活動の推進、助成 (4) 障がい児・者福祉活動の推進、助成 ア 区作業所連絡会との連携 イ 区身体障害者団体協議会との連携 (5) こどもの居場所活動グループ連絡会の支援
7 福祉教育の推進	
	阿倍野区内の学校や企業・団体と協力し、福祉について学んでいただく機会を提供し、多様性を認め合える地域共生社会づくりを担う人と環境づくりを進めます。 (1) 学校、企業からの福祉教育についての相談受付 (2) 福祉教育の実施に向けて、関係機関やボランティアとの協働 (3) 区社会福祉施設連絡会との協働
8 阿倍野区地域福祉推進会議の事務局	
	本会は、「阿倍野区地域福祉推進会議開催要綱」で区保健福祉センターとともに区地域福祉推進会議の事務局を担います。 (1) 「阿倍野区地域福祉推進会議」を事務局として区役所と共に運営 (2) 各部会への参画

9 阿倍野区地域福祉計画の推進	
	(1) 阿倍野区地域福祉計画(令和7年度～令和9年度)の推進に向けた取り組み (2) 合同事務局として区役所と連携、協働 (3) 情報の収集・提供、関係機関・団体との連絡調整、地域福祉計画推進に向けた環境づくり (4) 「あべのつながり♡フェスタ」を各種関係機関等と協働開催 (5) 地域福祉について話し合う場の開催
10 災害時に備えた地域福祉活動支援	
	(1) 「阿倍野区災害ボランティアセンター」開設訓練 本会は、災害時の「阿倍野区災害ボランティアセンター」開設について、阿倍野区役所と協定を結んでいます。年1回、「災害ボランティアセンター」の開設訓練を行います。 (2) あべの黄色いリボン活動の推進 「あべの黄色いリボン活動」は、災害発生時に、安否確認ができたご家族が、玄関先に黄色いリボンを掲げることで、消防や近隣の安否確認活動の一助となるものです。平成18年の阿倍野区地域福祉行動計画（アクションプラン）策定で誕生した活動です。阿倍野区での活動を推進します。 (3) 各地域における「まちなか防災訓練」への実施協力 「阿倍野区災害ボランティアセンター」の周知等
11 車いす貸し出し事業（貸し出し拠点愛称：車いすステーション）	
	本会の福祉善意銀行に寄付された車いすを活用し、区内に在住・在勤の方を対象に、必要に応じて無料で車いすの貸し出しを行っています。貸し出す拠点は区社協のほか、地域の会館、福祉施設などです。
12 オンラインを活用したつながりづくり	
	感染症の感染拡大により、人が集うことが制限を受ける中、オンラインを活用したつながりづくりを進めます。

1 3 緊急時食料等給付事業

阿倍野区内在住で、生活困難に陥っている方に対し、生活に必要な食料等の現物を給付することにより、自立して生活できる機会を提供します。この事業を活用し、福祉サービスの利用につなぐことで、一時的でなく根本的な生活の立て直しをめざします。

1 4 介護予防教室事業「なにわ元気塾」 ■公募事業（令和 7 年度受託）

65 歳以上の阿倍野区在住の高齢の方が、要支援、要介護状態になることをできる限り予防し、自立した活動的な生活を送るため、月に 1 回、地域の会館にて「介護予防教室」を開催します。

自宅でおひとりでも取り組める体操を中心に「栄養・お口の手入れ」、「認知症予防」について、専門家によるお話や実習などの活動を通じて、こころとからだの元気を高めます。

地 域 名	開 催 日 時		開 催 場 所
高 松	第 1 木曜日	午後 2 時 ～3 時半	高松会館
常 盤	第 2 金曜日		常盤西会館
金 塚	第 1 金曜日		金塚ふれあい会館
文 の 里	第 2 水曜日		文の里会館
王 子	第 3 木曜日		王子福祉会館
丸 山	第 3 水曜日		丸山文化センター
長 池	第 1 水曜日		長池連合会館
阿 倍 野	第 2 木曜日		阿倍野連合会館
晴 明 丘	第 4 金曜日		晴明丘会館
阪 南	第 4 火曜日		阪南連合会館

15 生活支援体制整備事業（ちいきつながり応援隊）

高齢者の自立した日常生活の支援及び、介護予防又は要介護状態等の軽減、悪化の防止に係る体制の整備を促進する事業です。阿倍野区全体を担当する職員を1名、包括圏域ごとに担当する職員を3名配置しています。

（1）高齢者の生活ニーズと地域資源の把握・ネットワークの構築

ア 地域資源等の把握及び一覧表の整備

イ 協議体等の開催（ネットワークの構築）

（2）地域資源・サービス開発等

ア 地域資源・サービスの立ち上げ支援

イ 地域資源・サービスの継続支援

ウ 講座の開催

エ 活動の場の発掘・開発

（3）地域資源の周知等

（4）ニーズと地域資源のマッチング

Ⅲ 相談支援・権利擁護部門

1 阿倍野区地域包括支援センター事業

■公募事業（令和6年度から令和11年度末まで受託）

阿倍野区長池地域・清明丘地域・阪南地域在住の65歳以上の高齢者を対象に、要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組みを推進します。

（１）地域包括ケアシステムの構築

- ア 「地域包括ケア」の推進のため、医療・保健・福祉・介護・地域・行政などが連携する地域でのネットワークを構築する。
- イ 「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」と連携し、地域包括ケアシステムにおける中核的役割を担う。
- ウ 区内の認知症高齢者等支援にかかる対応力の向上のため、認知症強化型地域包括支援センターを中心とした認知症高齢者等支援ネットワークを構築する。

（２）介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）実施

自立支援の視点に立ち、多様な地域の社会支援を活用したケアプランの提案など、介護予防の理念を踏まえたケアマネジメントを行う。

（３）介護支援専門員に対する支援・指導の実施

- ア 支援困難事例への対応などケアマネジャーへの後方支援やスキルアップのため、他の職種や関係機関と連携し、事例検討会や研修会の開催
- イ 包括的・継続的なケア体制の構築業務、医療関係をはじめとする多様な関係機関との連携体制の構築、支援
- ウ 居宅介護支援事業者連絡会の運営支援
- エ 当センターが実施する予防給付に関するケアマネジメント及び第1号介護予防事業と介護支援専門員が行う介護給付のケアマネジメントとの相互の連携

	(4) 権利擁護業務 - ア 成年後見制度の活用、支援・普及のための広報 - イ 「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進め、権利擁護支援を必要とする人への成年後見制度の利用支援 - ウ 「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築 - エ 日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと事業）の活用 - オ 高齢者虐待等を発見した場合の区保健福祉センターとの連携 - カ 消費者被害の防止 (5) 地域ケア会議の推進 - ア 地域ケア個別会議の開催 - イ 自立支援型ケアマネジメント検討会議・小会議の開催 - ウ 小地域ケア会議の開催 - エ ふりかえりの地域ケア会議及び地域課題抽出のための地域ケア会議を開催 (6) 家族介護支援事業の実施 - ア 認知症の理解普及や家族介護等に関する講演会、つどいの実施 - イ 阿倍野介護家族の会（えがおの会）への支援
2	認知症強化型地域包括支援センター事業
	認知症強化型地域包括支援センター事業は、区内1カ所の認知症施策を推進する中核機関として連携体制の構築に向けた会議の開催、認知症初期集中支援事業やオレンジサポーター地域活動促進事業を実施しています。これらの事業を行うことによって、地域の中で孤立している認知症高齢者を発見し、支援につなげ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、区における認知症の人を支援する力を強化することを目的としています。 ○認知症初期集中支援推進事業（あべのオレンジチーム） 適切な医療や介護サービス等に結びついていない在宅の認知症または認知症の疑いのある方及びその家族を訪問し、アセスメントや受診勧奨、家族サポート等、ひとりひとりの状況に合わせ、支援の方向性を検討し、ご本人やご家族の自立した生活のサポートを集中的に行います。 ご本人やご家族、民生委員、介護関係職員などからの相談を受け、チーム員が家庭訪問を行います。

	① 広報・普及啓発活動の実施 ② 支援対象者の把握 ③ 情報収集及び観察・評価 ④ 迅速な初回訪問の実施、アセスメント ⑤ チーム員医師を含めたチーム員会議の開催 ⑥ 初期集中支援の実施（概ね最長6ヵ月） - ア 医療機関への受診勧奨、鑑別診断への誘導 - イ 状態像に合わせた介護サービス利用の勧奨 - ウ 生活環境の改善 - エ チーム員会議の開催 - オ 必要に応じて関係機関と同行訪問 ⑦ 引き継ぎ後のモニタリング ⑧ 認知症施策推進会議（認知症ネットワーク会議：あべのあいあいねっと・初期集中支援推進事業関係者会議）や個別の地域ケア会議・小地域ケア会議への参加 ○認知症地域支援推進員 ① 若年性認知症等の支援困難症例への対応 - ア 若年性認知症の人やその家族からの相談対応 - イ 支援困難症例の主たる支援機関からの相談への専門的な助言等の必要な支援 ② 地域の認知症対応向上にかかる業務 - ア 区認知症施策推進会議（認知症ネットワーク会議：あべのあいあいねっと、認知症初期集中支援推進事業関係者会議、地域課題検討・取り組みの実施に向けた会議）の開催 - イ 地域包括支援センター・ランチや認知症初期集中支援推進事業の取組等への後方支援。（事例検討会の開催等） - ウ 認知症対応力の向上のための、認知症高齢者等支援にかかる統計情報等の収集・地域課題分析及び地域における取組みの後方支援 - エ 広報普及啓発活動の実施（地域への行事参加等の活動） - オ あべのオレンジチームケアパス情報の更新・作成の協力 - カ 地域の認知症対応力向上（認知症カフェの立上げ・運営への側面的支援） - キ 認知症高齢者・家族を支援する各種団体 - ク 「アルツハイマーデー阿倍野区プロジェクト」・軽度認知症障害
--	--

	(MCI) の方の集いの場「脳とからだのワーク」の定期開催の支援 ○ オレンジサポーター地域活動促進事業 認知症サポーターによる認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を図る取り組みを支援し、認知症の人や家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターをつなげる仕組み「ちーむオレンジサポーター」を構築し、認知症サポーターのさらなる活躍の場を整備します。 また、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざし、「オレンジパートナー」制度を設け、地域において認知症の人の支援に関する社会貢献活動を行う企業等を「オレンジパートナー企業」として登録し、認知症の人が安心して生活できるまちづくりをめざします。 ① 事業等の広報・周知 ② 地域の生活支援ニーズと認知症サポーターの把握 ③ 企業・団体等へのオレンジパートナー企業登録勧奨 ④ ステップアップ研修の受講勧奨及び開催 ⑤ ちーむオレンジサポーターの立ち上げ支援や活動状況把握、後方支援認知症の人や家族の身近な生活支援ニーズ等とちーむオレンジサポーターをつなげる仕組みの構築
3 あべの 安全・安心 見守り、支え合い隊事業	
	阿倍野区内の要援護者の把握、地域見守りボランティア活動の育成と推進、要援護者の個別支援のための連絡調整を行い、地域内の支え合いのネットワークづくりを行うため、地域福祉コーディネーターを地域ごとに 1 名配置し、地域福祉コミュニティの形成をめざします。 (1) 各地域へ地域福祉コーディネーターを配置し、福祉コミュニティの形成に取り組みます ア 区ボランティア活動センターとの連携 イ 地域ボランティアの育成と活動推進 ウ 要援護者の把握（阿倍野区要援護者名簿の登録） エ 見守り相談室との連携 オ 要援護者の個別支援のための連絡調整 カ 地域内の支え合いのネットワークづくり キ あべのあんしんステーションの取り組み

	(2) 地域福祉コーディネーター連絡会の開催 (3) 地域福祉コーディネーター研修の実施等 (4) 各関係機関との連絡調整
4	地域における要援護者見守りネットワーク強化事業
	地域における見守りのネットワークを強化し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるために、次の3つの取組みを進めています。 機能1 要援護者名簿にかかる同意確認・名簿整備 支援が必要と思われる方（要援護者）に対し、見守り活動のための地域への情報提供にかかる同意確認を行い、同意が得られた要援護者の情報を地域に提供し、地域での見守り活動等につなげます。 機能2 孤立世帯等への専門的対応 制度の狭間の事例、サービスにつながらない事例、ごみ屋敷、ひきこもり等複合的な課題を抱える世帯等への見守りや解決に向け、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）による専門的な支援を展開しています。アウトリーチ（本人から要請がない場合でもワーカーが積極的に向かい合い、いくこと）を繰り返し、地域社会で安心して暮らせるように、適切に地域の見守り活動や福祉サービス等につなぎます。 機能3 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見 事前に登録された認知症の方が行方不明になった場合に、協力者として登録いただいている関係機関や企業などへ電子メールやFAXを配信し、早期発見・早期保護をめざします。 また、阿倍野区では、「阿倍野区SOSネットワーク事業～あべのあんしん見つけ隊～」(対象：障がい者・児、その他)も本事業と合わせて実施しています。 気になる方、心配な方に気づくことができる地域の見守りの目を増やすため、「見守り声かけ訓練」を各地域で開催します。 また、円滑な事業推進のため、地域や関係機関との連携強化に努め、地域からの相談を増やすことを目的として周知・広報を強化します。

5	生活困窮者自立相談支援事業 「仕事・生活・自立相談あべの」 ■公募事業（令和7年度から令和9年度末まで受託）
	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前のセーフティネットの強化を図るために、生活困窮者に対して自立相談支援事業を実施します。住居確保給付金の支給など、一人ひとりに合わせた様々な支援を行うことを目的としています。区役所1階7番窓口にて実施しています。 物価高騰により多くの人が生活苦に直面し、日々の生活を維持するのが困難になっている社会情勢の中、相談者に寄り添った対応にあたります。 （１）仕事・生活・自立相談あべの」の設置運営 （２）事業の周知活動 （３）出張説明会の開催を含むアウトリーチ機能の強化 （４）地域の関係機関との情報交換・連携づくり（当事者のつどいの場の検討、住民への啓発活動） （５）支援調整会議等の開催 （６）支援会議運営のサポート （７）支援プランに基づく就労支援、子ども自立支援の実施 （８）総合就職サポート事業、就労チャレンジ事業、ハローワーク、子ども自立アシスト事業との連携 （９）家計相談支援の実施 （１０）就職困難者への支援 （１１）住居確保給付金の申請受付 （１２）生活困窮者支援に資する社会資源情報の収集、発掘
6	生活福祉資金貸付事務事業
	低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする貸付の受付事務を行っています。 令和2年3月から令和4年9月まで、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減収し、生活に困窮する方への生活福祉資金の特例貸付の受付を行いました。令和5年度より特例貸付の償還にかかるフォローアップ支援を開始しています。コロナ特例貸付の償還期間は最長10年と長く、個々の状況に寄りそった継続的な支援を引き続き行います。

7	日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと事業）
	高齢や障がいにより、一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業です。 （１）福祉サービス等の利用に関する援助 （２）日常的な金銭管理に関する援助 （３）書類等の預かりに関する援助 （４）各関係機関、専門機関との連携
8	阿倍野区老人福祉センター（ワクワクセンターあべの） ■公募事業（令和６年度から令和１０年度末まで受託）
	老人福祉センターは、老人福祉に関する各種の相談に応じ、高齢者の健康増進や教養の向上、またレクリエーションなどの機会を総合的に提供することを目的に運営する施設です。 （１）高齢者の生活相談 （２）高齢者の健康増進及び、地域福祉活動への参加に関する情報の収集・提供 （３）高齢者の生きがいづくり活動として教養サークルや講座等の開催 （４）高齢者の健康づくり、介護予防のための講座等の開催 （５）高齢者月間行事、世代間交流事業等の実施 （６）高齢者の地域福祉活動やサークル活動、老人クラブ活動等、自主的な活動の支援 （７）ふれあい喫茶の開催 （８）認知症カフェの開催 （９）生きがいと健康づくり推進事業の実施 （１０）センター利用者によるボランティアグループの活動支援 （１１）その他、老人福祉センター設置の目的を達成するために必要な事業の実施